

# 第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 標章等使用取扱規程

(趣旨)

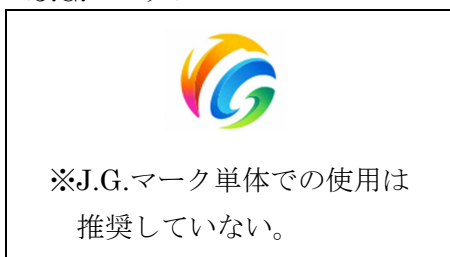
第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）の開催にあたり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」（令和6年1月1日制定）に定める標章及び、秋田県が定めるスローガン等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(標章の定義)

第2条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) JSPOが定める国民スポーツ大会マーク（JAPAN GAMES マーク／以下「J.G.マーク」という。）、およびブランドロゴ（J.G.マークと「JAPAN GAMES」のロゴタイプを併せて使用するもの）

<J.G.マーク>



<ブランドロゴの使用例>

ヨコ組【推奨】	タテ組

- (2) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるもの。またこれらの文字標章を含む結合語又は造語

- (3) テーマ「あきた鹿角国スポ2025」

2 この規程において「スローガン等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 秋田県が定めたスローガン「サキホコレ 君の勇姿よ雪原に」  
(2) 秋田県が定めたマスコットキャラクター

(使用許可権限の行使)

第3条 前条第1項各号に規定する標章については、秋田県がJSPOから委任を受けた使用許可権限を行使する。ただし、前条第1項各号を商業目的で使用する場合には、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」（令和6年1月1日施行）に従う。

2 前条第2項に規定するマスコットキャラクターについては、秋田県が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 標章及びマスコットキャラクターの使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、秋田県知事は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 秋田県からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他秋田県知事がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 標章及びマスコットキャラクターを公共目的により使用しようとする者（秋田県を除く）は、あらかじめ「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等公共目的使用許可申請書」（様式第1号）を秋田県知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、一度許可を受けたものに限り、これを省略することができる。

- (1) 国スポ鹿角市実行委員会が使用するとき。
  - (2) 国、地方公共団体、JSPO、公益財団法人秋田県スポーツ協会、秋田県内各市町村体育協会又はスポーツ協会及び秋田県内各競技団体が使用するとき。
  - (3) 第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会においてイベント事業を実施する団体が使用するとき。
  - (4) 児童福祉施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用するとき。
  - (5) 報道機関が報道以外の目的で使用するとき。
  - (6) その他秋田県知事が特に認めたとき。
- 2 前項の規定により、許可を得た者及び第1号から第4号、第6号のいずれかに該当する者が標章及びマスコットキャラクターを公共目的として使用したときは、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内に「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用報告書」（様式第2号）を秋田県知事に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許可)

第6条 秋田県知事は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 標章及びマスコットキャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれがあるとき。
- (8) その他秋田県知事が不相当と認めたとき。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等公共目的使用許可書」(様式第3号)をもって行うものとする。

(商業目的による使用)

第7条 マスコットキャラクターを商業目的に使用する場合は、無償で使用できるものとする。

(商業目的による使用の申請及び報告)

第8条 商業目的により、マスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等商業目的使用許可申請書」(様式第4号)を秋田県知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けて、マスコットキャラクターを使用した者は、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内に「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用報告書」(様式第2号)を秋田県知事に提出しなければならない。

(商業目的による使用の許可)

第9条 秋田県知事は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクターの商業目的による使用を許可するものとする。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等商業目的使用許可書」(様式第5号)をもって行うものとする。

3 秋田県知事は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

(スローガンの使用届出及び報告)

第10条 公共目的・商業目的にかかわらず、スローガンを使用しようとする者は、あらかじめ「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係るスローガン使用届出書」(様式第6号)を秋田県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をし、スローガンを使用した者は、使用期間終了後30日以内に「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用報告書」(様式第2号)を秋田県知事に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第11条 標章及びスローガン等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受け、又は届出した用途にのみ使用し、条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。

- (4) 原則として、標章及びマスコットキャラクターを使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合はこの限りではない。
- (5) 標章及びスローガン等を使用する物件の完成見本を速やかに秋田県知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故、苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに秋田県知事に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、秋田県は一切の責任を負わない。

#### (許可内容の変更)

- 第12条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用内容変更申請書」(様式第7号)を秋田県知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 秋田県知事は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用内容変更許可書」(様式第8号)により、当該使用者に通知するものとする。
  - 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

#### (届出内容の変更)

- 第13条 使用者が、届出をした内容について変更とする場合は、あらかじめ「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用内容変更届出書」(様式第9号)を秋田県知事に提出しなければならない。

#### (実地調査等)

- 第14条 秋田県知事は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

#### (違反に対する許可の処置)

- 第15条 秋田県知事は、標章及びマスコットキャラクターの使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。
- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に係る標章等使用許可取消書」(様式第10号)をもって行うものとする。
  - 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
  - 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
  - 5 秋田県知事は、許可を得ずに標章及びマスコットキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章及びマスコットキャラクターの使用停止及び使用に係る物件の回収を

求める等適切な措置を取ることができる。

- 6 秋田県は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(違反に対する届出の処置)

第16条 秋田県知事は、スローガンの使用がこの規程又は届出内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該届出に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 第1項の規定により当該届出に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに回収しなければならない。
- 3 秋田県知事は、届出をせずにスローガンを使用している者又は使用しようとしている者に対して、そのスローガンの使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置を取ることができる。
- 4 秋田県は、前各項の規定による届出の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第17条 秋田県は、この規程による使用許可、及び届出に要した費用、実施に係る経費及び役務を負担しない。

- 2 秋田県は、標章及びスローガン等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、標章及びスローガン等の使用の取扱いについて必要な事項は、秋田県知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月19日から施行する。